
令和8年度第1回
富津市障害者総合支援協議会

令和8年5月20日（水）
健康福祉部障がい福祉課

目 次

富津市障害者総合支援協議会設置要綱	1～4
-------------------	-----

議題

(1) 令和8年度各部会等の活動方針について	5～10
(2) 富津市地域生活支援拠点の令和7年度運用評価について	11～13
(3) 富津市基幹相談支援センター事業計画について	14～23
(4) いきいきふっつ障がい者プラン 第4次基本計画・第8期障福祉計画 (第4期障害児福祉計画)の策定方針及び策定スケジュールの報告について	24～27
(5) いきいきふっつ障がい者プラン策定に係るアンケート調査票について	28～35

○富津市障害者総合支援協議会設置要綱

平成 21 年 3 月 31 日告示第 52 号

(目的)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、地域における障害福祉サービスを円滑に実施するため、富津市障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) 障害福祉サービスの円滑な実施に関すること。
- (3) 地域における相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉サービスを円滑に実施するため必要と認められること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 障害福祉サービス利用者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 民生委員
- (5) 教育機関関係者
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項の規定により委員に委嘱された者が、当該職でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 協議会に、第2条に規定する事務のうち専門的な調査、研究又は検討を行うため、部会を置くことができる。

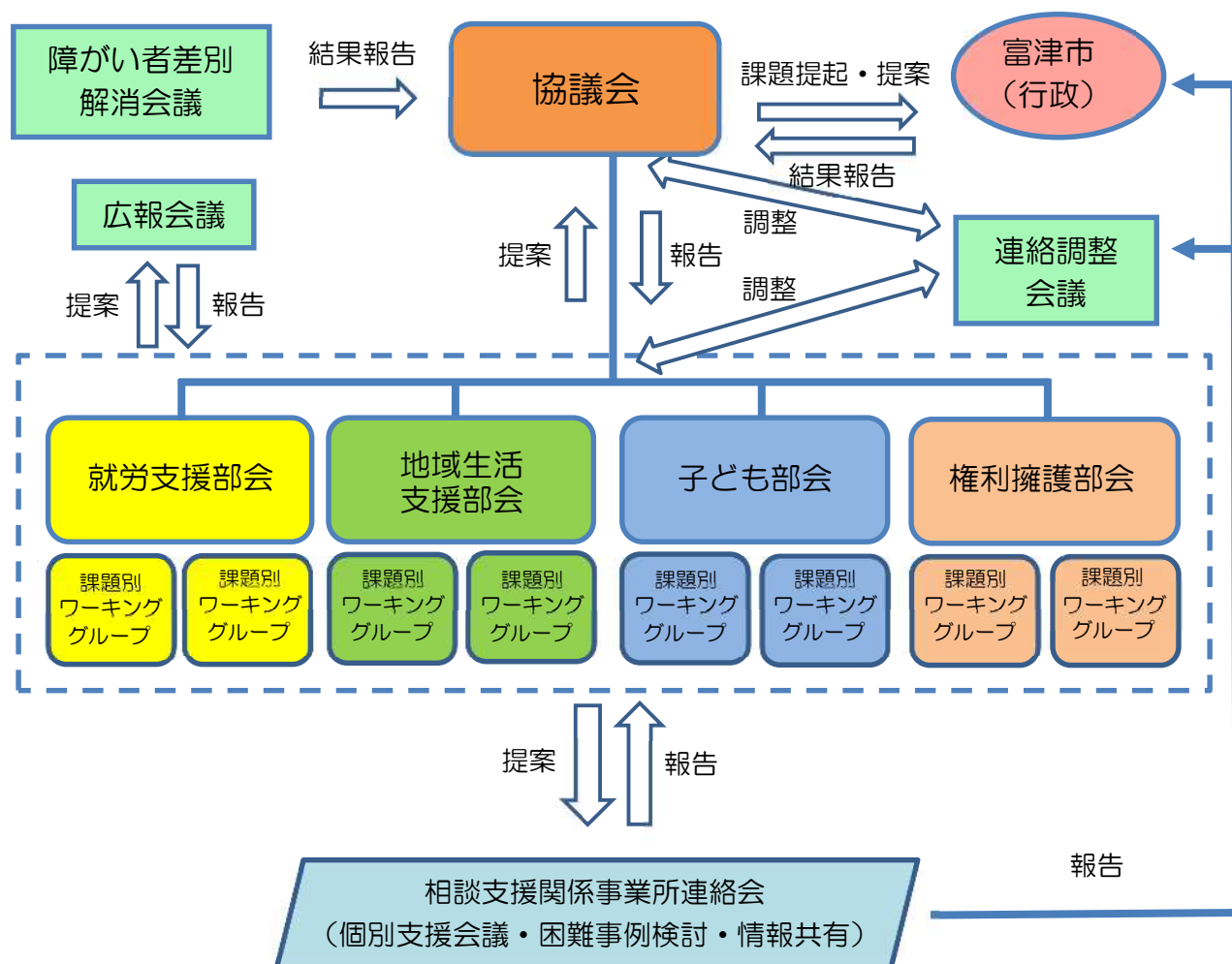
(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

富津市障害者総合支援協議会 基本構成図



富津市障害者総合支援協議会とは・・・

障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき、地域における障がい福祉サービスを円滑に実施するために設置され、年齢・性別・状態等を問わず、誰にとっても住みやすく、生活しやすいまちづくりを目指す協議会です。

この協議会は、医師、障がい当事者、障がい福祉サービス事業者、民生委員、教育機関、行政機関等の様々な関係機関の方により構成され、障がいのある方（そのご家族）に関する支援策等を中心に協議しつつ、障がいのある方（そのご家族）とあらゆる周囲の環境・地域との接点で潤滑油のような役割を果たします。

会議・部会 名称		開催	協議・検討内容
協議会		年2回予定 ※計画策定年度 は年4回予定	○障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること ○障がい福祉サービスの円滑な実施に関すること ○地域における相談支援体制の整備に関すること ○障がいの差別に関すること ○その他、障がい福祉サービスを円滑に実施するために必要と認められること
連絡調整会議		2か月に1回 予定	○協議会全体の運営を円滑に行うための連絡調整機能 ・各部会の情報交換と連携、運営の方向性を確認 ・研修の企画、調整 ・市内社会資源状況の調査 ・会長から指示のあった事項の検討
障がい者差別 解消会議		必要に応じて	○障がいを理由とする差別の解消の推進に関すること
広報会議		必要に応じて	○広報に関すること
部会	就労支援 部会	○必要に応じて ○研修の実施	○就労困難者および市内企業（障がい者雇用）に対する調査・研修に関すること ○障がい者一人ひとりの適性にあった就労支援を効果的に推進するためのシステムづくりに関する こと ○関係機関とのネットワーク構築に関すること ○その他、障がい者就労のために必要となる事項に 関すること
	地域生活 支援部会	○必要に応じて ○研修の実施	○法律や制度等の社会資源に特化した調査・研修に 関すること ○関係機関とのネットワーク構築（主に災害時の対応） に関すること ○その他、地域生活支援のために必要となる事項に 関すること
	子ども 部会	○必要に応じて ○研修の実施	○障がい児を地域で育てるシステム構築のための 調査・研究に関すること ○ライフステージごとの各関係機関の連携を図るため の調査研究に関すること ○その他、障がい児支援のために必要となる事項に 関すること
	権利擁護 部会	○必要に応じて ○研修の実施	○障害者虐待防止法に関する調査・研究に関すること ○権利擁護に関する地域課題の調査と整理 ○関係機関とのネットワーク構築に関すること ○権利擁護のために必要となる事項に関すること
相談支援関係 事業所連絡会		毎月1回予定	○個別支援計画に関すること ○困難事例検討に関すること

○富津市障害者総合支援協議会部会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富津市障害者総合支援協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第8条に基づき、富津市障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）における協議を円滑かつ効率的に推進するために設置する部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(名称及び所掌事務)

第2条 部会の名称及び所掌事務は次の表とおりとする。

就労支援部会	就労支援に関する事項の調査審議
地域生活支援部会	地域生活支援に関する事項の調査審議
子ども部会	障害児支援に関する事項の調査審議
権利擁護部会	障害者の権利擁護に関する事項の調査審議

(役員)

第3条 部会に部会長、副部会長をおき、部会を構成する者（以下「部会員」という。）の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代理する。

(部会員)

第4条 部会員は、設置要綱第3条第2項各号に掲げる者のうちから会長が依頼する。

(任期)

第5条 部会員の任期は、3年以内とし、その再任は妨げない。ただし、部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要に応じて、会議に部会員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 3 部会の活動計画は、協議会の承認を得るものとし、部会の活動内容は、協議会へ報告するものとする。

(ワーキンググループ)

第7条 部会長は、協議事項に関し、必要があると認めるときは、部会に諮って、部会の中にテーマごとにワーキンググループを組織することができる。

2 部会長は、ワーキンググループの構成員（以下「構成員」という。）を、部会に諮って、部会員以外に依頼することができる。

(秘密の保持)

第8条 部会員及び構成員は、会議等を通じて知りえた秘密について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、部会長において処理する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

議題（１）

令和８年度各部会等の活動方針について

各部会の概要及び令和8年度活動方針

I. 就労支援部会 -----

1. 部会の概要

就労支援部会は、富津市内に居住する障がいのある方の就職や実習などがスムーズにできるよう、その基盤整備をしていくことが役割と考え、障がいのある方と企業それぞれのニーズや課題解消に繋がる活動を行っている。

2. 令和8年度の活動方針

- 障害者就労施設物産展（※）については、月2回（第2・4木曜日）開催予定だが、販売方法の検討をしていく。
市役所での定期的販売以外に、広く市民に知ってもらうことを目的に、障がい関係イベントでの物産展を企画する。
（※）市内各事業所の生産物を定期的に販売する機会を設けることで、販売促進と障害者優先調達推進法の周知を図る。
- これまでは「農福連携とはどのようなものか？」を学ぶ研修会を中心に行ってきたが、今後は農福連携に関して、お試しノウフクに参加した事業所による実践報告会などを行い情報共有し、課題となることはどのようなことかなど、意見交換をできる場を作っていく中で、農福での連携が少しずつ広がっていくことを目指す。

II. 地域生活支援部会 -----

1. 部会の概要

地域生活支援部会は、「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」を目指し、連絡・調整・研究・広報等を行っている。

関係機関とのネットワークの構築や、障がいのある人が地域生活を送るうえで様々なサポートに繋がるような取り組みを検討しており、地域にある資源の情報収集や当事者の意見を伺い、有事の際に落ち着いて行動できるような仕組みづくりを関係機関とともに取り組んでいる。

2. 令和8年度の活動方針

- 福祉避難所の見学を通して見えてきた、自助の大切さを周知、啓発するため、避難生活を想定したワークショップにて、各障がい種別に応じて平時の際に備えておくべきもの等を把握し、備えておくよい物リストを今年度発行する広報誌「もごっち」に掲載予定。

Ⅲ. 子ども部会 -----

1. 部会の概要

子ども部会は、保護者、当事者団体、保育所（園）、幼稚園、教育機関など多様な機関で構成され、「障がい児支援に関する事項の調査審議」に係る事務を所掌しており、併せて保護者や支援者支援のための活動を行っている。

2. 令和8年度の活動方針

- スキルアップ講座（※）では、発達障がいを広義的に捉え、関連するテーマの講座を開催し、発達障がいの理解を広げ、発達障がい福祉の発展に寄与する。
（※）障がいのある子どもに関わる支援者（乳幼児・学童期・児童施設など、子どもに関わる専門職員）の支援・スキルアップを目的とした講座。
- 子育て交流会（※）は、誰でも参加できるように現在の開催形態、市役所内の会議室で毎月第2火曜日 10：00～12：00 を継続し、広報誌や「ふつつ子育てLINE」、障害者手帳交付時等に周知を行う。
（※）障がいのある子どもの保護者やその家族の日頃の悩み（支援方法なども含む）について、指導者、支援者、先輩保護者たちと一緒に、解決方法の糸口を見つけることを目的とした交流会。

Ⅳ. 権利擁護部会 -----

1. 部会の概要

権利擁護部会は、「障がいがあってもなくても暮らしやすいまちづくり」を目標に活動している。

2. 令和8年度の活動方針

●あったかふつつエンジョイトーク

令和7年度に引き続き、意思決定支援及び成年後見制度について、市内の福祉事業所や当事者家族と一緒に学んでいく。意思決定支援に関するテーマは4年目となり、意思決定支援についての考えを地域移行や地域生活支援拠点に反映させた事業所向けの研修を継続していく。

また、昨年度の意思決定支援及び成年後見制度の研修内容を映像で記録したものをもとに、参加できなかった事業所などを対象に、部会員が事業所などを訪問し、研修の開催を予定。

V. 連絡調整会議 -----

1. 会議の概要

協議会全体の運営を円滑に行うための連絡調整機能を有しており、各部会の情報交換と連携、運営の方向性を確認する。

2. 令和8年度の活動方針

- 引き続き、各部会の活動状況や協議会全体の運営方針の確認を行う。
- 協議会の各種イベント開催に関して参画していく。

VI. 障がい者差別解消会議 -----

1. 会議の概要

福祉関係者だけではなく、市民全体へ障がいへの差別解消についての理解促進を行う。

2. 令和8年度の活動方針

- 障害者差別解消法に基づく相談があった場合には、随時会議を開催する。
- 各部会と連携を取り、福祉関係者だけではなく、企業をはじめ、広く一般での理解の促進のための情報発信を行う。

- 富津市障害者総合支援協議会の広報誌「もごっち」や市の広報誌「広報ふつつ」への掲載により、障害者差別解消法の周知を行う。

VII. 広報会議 -----

1. 会議の概要

富津市障害者総合支援協議会や各部会の広報啓発を目的に、広報誌や啓発物品の企画、作成及び配布を包括的に担う。

2. 令和8年度の活動方針

- 市内小中学生を対象に、障がいテーマとしたポスターコンクールを開催し、受賞作品を活用した啓発物品による広報活動を行い、障がいに関する理解の啓発を図る。
- 富津市障害者総合支援協議会の広報誌「もごっち」を継続的に発行する。
- 「教育福祉推進プログラム」の内容拡充を図り、定期的に学校への情報提供を行うことで、学校の福祉教育に関する相談窓口を担当していく。
- 随時各部会のニーズを汲み取り、対応していく。

議題（2）

富津市地域生活支援拠点の令和7年度運用評価
について

1. 地域生活支援拠点等の役割

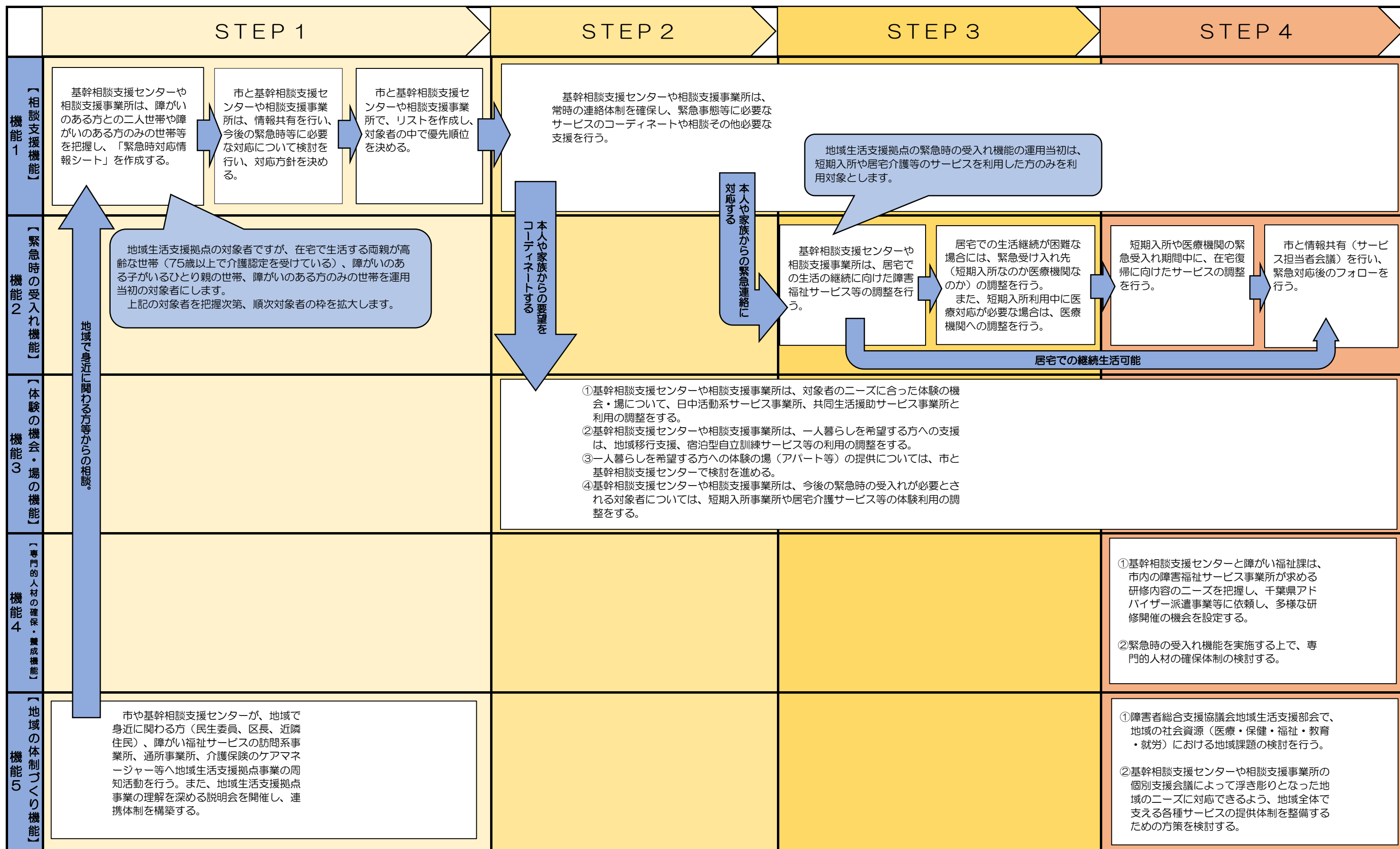
地域生活支援拠点等については、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の生活を地域全体で支える提供体制を構築するため、市町村が中心となって地域の実情に応じて必要な機能を整備するものです。

2. 地域生活支援拠点等の必要な5つの機能

地域生活支援拠点等については、居住支援のための下記の5つの機能を備えることとしています。

① 相談
基幹相談支援センターや相談支援事業所等に拠点コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録するなどした上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
② 緊急時の受け入れ・対応（地域生活における安心の確保）
短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や状態変化があった際の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③ 体験の機会・場（地域生活への移行・継続の支援）
地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④ 専門的人材の確保・養成
医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能
⑤ 地域の体制づくり
基幹相談支援センターや相談支援事業所等に配置された拠点コーディネーターが中心となって、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の典型体制の構築等を行う機能

【 富津市地域生活支援拠点 運用ロードマップ 】



地域で身近に関わる方等からの相談。

居宅での継続生活可能

富津市地域生活支援拠点 令和7年度運用評価シート

機能名称	機能の概要	富津市の拠点機能	富津市の運用方針	令和7年度運用状況	課題と令和8年度運用方針
①相談支援機能	緊急の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録の上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要サービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。	・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 (3箇所)	(1)緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録 (2)常時の連絡体制を確保 (3)障がいの特性に起因して生じた緊急事態等に必要サービスのコーディネートや相談その他必要な支援	障害福祉サービスに繋がっていない知的障がい者で優先順位の高い対象者(※)に対し、自宅訪問を行い、登録勧奨を実施した。 基幹相談支援センター・相談支援事業所による常時の連絡体制を確保した。 登録者数：17人(令和7年度末)	引き続き、事前把握・登録に努めるとともに、常時の連絡体制を確保する。また、障害福祉サービスに繋がっていない障がい者で優先順位の高い対象者(※)に対し、自宅訪問を行う等、登録勧奨を実施していく。
②緊急時の受入れ・対応機能	短期入所等を活用し、介護者の急病や障がいのある方の状態変化等の緊急時の受入体制及び医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。	・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 (1箇所) ・短期入所事業所 (2箇所)	(1)居宅での生活の継続に向けた調整 (2)居宅介護サービスや自立生活援助サービスを導入しても、居宅での生活継続が困難な場合には、緊急受け入れ先の調整を実施 (3)緊急受け入れ終了後のフォローを実施	実際に緊急時の受入れ・対応になるケースはなかった。 緊急時の対応を円滑に行えるよう、市・基幹相談支援センター・相談支援事業所による台帳登録のある対象者の進捗状況の確認の場を定期的に設けた。	緊急時の受入れ・対応については、実績もなく、具体的なイメージが持たれていないため、関係機関による具体的なイメージの共有が課題となる。 台帳登録のある対象者に係る定期的な進捗状況の確認は継続して実施する。
③体験の機会・場の機能	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、訪問系サービス(居宅介護サービス)、日中活動系サービス(生活介護サービス、就労サービス、自立訓練サービス等)、共同生活援助サービス(グループホーム)の利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	・基幹相談支援センター ・短期入所事業所 (2箇所) ・生活介護事業所 (7箇所) ・就労継続支援B型事業所 (4箇所) ・共同生活援助事業 (4箇所)	(1)障がいのある方のニーズに合った体験の機会・場の設定をし、支援する。	将来的に短期入所利用を想定している事業所への訪問をすることで事業所に慣れていき、短期入所の体験に結び付けていく段階の方が1名いる。 その他の登録者は、本人からの意向がないことにより、体験の機会・場の提供までに至るケースはなかった。	本人からの意向が優先されるため、体験の機会・場の機能の利用の調整に至るためのアプローチ方法を検討していく必要がある。 体験に至った事例があれば、推進しやすくなることから、まず1件の事例を目指していく。
④専門的人材の確保・養成機能	医療的ケアが必要な方や行動障がいのある方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方等に対する専門的な対応の体制確保及び専門的な人材の養成を行う機能。	・基幹相談支援センター ・富津市障がい福祉課	(1)専門的人材の確保体制 (2)専門的人材の養成	専門的人材の確保・養成にまでは至らなかった。	他の機能を推進し、地域生活支援拠点事業の運用を進めていく。その上で必要な人材の確保・養成についても検討をしていく。
⑤地域の体制づくりの機能	地域の様々なニーズに対応できる各種サービスの提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。	・基幹相談支援センター ・相談支援事業所 (2箇所) ・富津市障害者総合支援協議会 地域生活支援部会	(1)地域住民への理解促進 (2)-1地域の多様な社会資源との連携 (2)-2地域全体で支える各種サービスの提供体制	市ホームページ等による広報を行い、周知を図った。 拠点登録事業所による関係者会議を開催し、事業の進捗報告や事例紹介等により事業の理解促進を図った。	地域で身近に関わる方との連携体制が不可欠であることから、引き続き周知活動を行う。 登録事業所の中に居宅介護サービス事業所がないことから、登録に向けてアプローチしていく必要がある。

優先順位の高い対象者(※) 在宅で生活する両親が高齢な世帯(75歳以上で介護認定を受けている)、障がいのある子がいるひとり親の世帯、障がいのある方だけの世帯を対象者にしている。

議題（3）

富津市基幹相談支援センター事業計画について

令和8年度
富津市基幹相談支援センター
事業計画

令和8年5月

社会福祉法人 薄光会
相談支援事業所 ほうきぼし
(富津市基幹相談支援センターえこ)

富津市基幹相談支援センター 事業実施計画(1)

<p>業務内容</p>	<p>(1)障がいの種別及び各種ニーズに対応できる総合的及び専門的な相談支援 ア 障がい児者(疑いを含む)に対し、相談等の業務を総合的に行う。 イ 障害福祉サービス等の利用だけでは解決できない課題を抱える障がい者等あるいは福祉による支援に繋がっていない障がい者等について、本人並びにその保護者等に対し、関係機関と連携した対応や同行支援等を行う。</p>
<p>実施計画 (具体的な取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的及び専門的な相談内容に対応するため、引き続き、社会福祉領域と隣接領域の専門職 6 名(社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、公認心理師・臨床心理士)で対応する。 ・原則として相談室に職員が在席する体制を維持しつつ、相談機能を止めず相談者が困ることのないよう、来所者に即応可能な体制を図る。 ・利用者の状況に応じた計画作成支援を実施する。 ・地域生活支援拠点との連動を行い、手帳を持つにもかかわらずサービスに繋がっていない利用者宅へのアウトリーチを実施する(年 4 回)。 ・障害年金に関する相談について、相談者の負担軽減を図ることを目的に初期段階における窓口での適切で均質化された案内を行うためのフローチャートを整備し、相談者が迷うことなく必要な支援に繋がる支援体制の構築を図る。

担当：滝瀬・長谷川・鹿間

富津市基幹相談支援センター 事業実施計画(2)

<p>業務内容</p>	<p>(2)相談支援事業者に対する指導及び助言並びに人材育成の支援等による地域の相談支援体制の強化の取組</p> <p>ア 地域の相談支援事業者に対する専門的な助言及び指導を行う。</p> <p>イ 地域の相談支援事業者の人材育成を支援するため、事例検討会や研修会等を開催する。</p>
<p>実施計画 (具体的な取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各事業所を訪問し(年間各 4 回)、各事業所の課題・工夫について把握する。合わせて、個別ケース・連携ケース等に対し個別に指導の機会を設ける。 ・相談支援事業所連絡会において報酬改定に合わせた研修や、事例検討を用いた勉強会の機会を提供する。 ・相談支援事業所連絡会において定期(年 1 回)にアンケートを開催し、市内各相談支援事業所の状況や課題を把握する。 ・上記アンケート等をもとにし、市内の相談支援体制について協議し必要な改善や充実を目指す。 ・複数の相談支援事業所による協働モデルの推進により、計画相談支援事業所への後方支援及び助言を行い、相談支援の質の向上と円滑なサービス利用の促進を図る。

富津市基幹相談支援センター 事業実施計画(3)

<p>業務内容</p>	<p>(3)障がい者支援施設、精神科病院等からの地域移行及び地域生活を支えるための地域定着の促進への取組 ア 障がい者支援施設及び精神科病院に入所・入院している障がい者等の地域移行へ向けた普及啓発活動及び支援を行う。 イ 障がい者の地域生活を支えるため地域の社会資源の状況を把握し、相談支援機関等との連携体制を構築する。</p>
<p>実施計画 (具体的な取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきふっつ障がい者プランの成果目標「(1)施設入所者の地域生活への移行」「(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に連動し、市と協議しながら活動する。 ・入所施設からの地域移行について、協議の場の設置を継続し、地域移行・意思確認を行うモデルを形成していく。 ・精神科病院からの地域移行の際、地域の支援者・病院関係者との協議の場を設定し、情報共有及び役割分担の整理を行うことで円滑な支援につなげる。

富津市基幹相談支援センター 事業実施計画(4)

<p>業務内容</p>	<p>(4)障がい者の権利擁護及び虐待の防止に関すること ア 障がいに対する理解を深めるための普及啓発活動を行う。 イ 障がいを理由とする差別及び障がい者虐待が疑われる場合には関係機関との連絡・調整を行うほか、障がい者等の権利擁護に関し必要な援助を行う。</p>
<p>実施計画 (具体的な取組)</p>	<p>◆成年後見 ・障がい福祉課、社会福祉協議会と協働しケースに当たり、成年後見制度利用支援事業等の活用も視野に入れた支援の組み立てを行う。 ・具体的なケース対応を行う。 ・今年度より設置されたふつつ成年後見支援センターと障がい者における成年後見制度利用について連携体制を構築する。</p> <p>◆虐待防止 ・富津市障害者総合支援協議会権利擁護部会、富津市要保護児童対策地域協議会等への参画を引き続き行うとともに、予防についての普及啓発のために年度内に研修を企画する。 ・直接対応が必要な事案については、障がい福祉課の指示のもと、ケースワーカーと協働して対応に当たる。</p>

富津市基幹相談支援センター 事業実施計画(5)

<p>業務内容</p>	<p>(5)地域生活支援拠点事業に関すること ア 地域生活支援拠点事業における中核的な機関としてのコーディネーターの役割を担う。 イ 地域生活支援拠点における相談業務に関し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。</p>
<p>実施計画 (具体的な取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきふっつ障がい者プランの成果目標「(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実」に連動し、相談支援事業所連絡会を通じ要対応世帯の把握についてリスト化する。 ・社会福祉協議会、地域包括支援センター等との定期的連絡の場を構築し、要対応世帯のリスト化を補足する。 ・障害の特性に起因して生じた緊急の事態等については、職員の24時間の連絡体制を確保し、コーディネートするとともに、事業所、法人の機能を利用し具体的に対応する。 ・新たに把握した要対応世帯について定期(毎月)に市と共有会議を行い、モデルケースの企画を検討する。 ・拠点事業所との協議の機会を定期的に設け、地域生活支援拠点等の体制整備に向けた情報共有、課題整理及び対応策の検討を行う。 <p>★拠点事業を2部体制にし、「アウトリーチ班」・「体制整備班」による構成を整備し機能を明確にすることで拠点機能の実効性向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆アウトリーチ班 <ul style="list-style-type: none"> ・初回のみ行政職員とアウトリーチ。(拠点利用に向けたアンケートを実施) ・年4回アウトリーチ実施。 ◆体制整備班 <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対して訪問を行い拠点事業の普及啓発を行い、協力事業所を獲得する。 ・地域事業所との協議の場の設置を年2回実施。

富津市基幹相談支援センター 事業実施計画(6)

業務内容	(6)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に関する事
実施計画 (具体的な取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアのニーズを持つ児童の把握と、地域の医療体制の状況の確認等を行い、市と協働で、協議の場を推進する。 ・市内の全医療的ケア児宅へ担当 CW と基幹相談支援センター配置の医療的ケア児等コーディネーターで訪問し、実態調査に基づき具体的な支援活動を展開する。 ・市内電源マップを作成する。 ・富津市学校教育課における医療的ケア体制の整備に向けて連携して取り組む(未就学の医療的ケア児と教育センター就学担当者の顔合わせ、体制整備に関する協議)。 ・福祉サービスの利用案内及び調整 ・医療機関、学校、福祉事業所等との連絡調整 ・家族の相談対応及び情報提供 ・緊急時対応に関する体制の確認及び調整

富津市基幹相談支援センター 事業実施計画(7)

<p>業務内容</p>	<p>(7)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る協議の場に関すること</p>
<p>実施計画 (具体的な取組)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきふっつ障がい者プランの成果目標「(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に連動し、圏域の他3市や、地域の精神科医療体制の状況の確認等を市と協働で行い、本年度の活動目標の達成に向けて活動する。 ・家族会・当事者会の活動機会の確保及び運営支援を行い、家族間・当事者間の交流や情報共有の促進を図り、孤立を防ぐ。 ・「家族の小さな勉強会」活動の活発化 ・「おしゃべり場」活動の活発化。(金谷地区での出張開催(年2回))

富津市基幹相談支援センター 事業実施計画(8)

<p>業務内容</p>	<p>(8)法第77条第1項第3号に規定する事業 職員のうち1名をこの事業の専従として配置する。</p>
<p>実施計画 (具体的な取組)</p>	<p>・障がい者手帳、各種受給者証等を所持していない者への支援を想定し、基幹相談支援センター事業の専門職配置6名のうち、専従の職員を1名配置する(社会福祉士)。</p> <p>・原則として相談室に職員が在席する体制を維持しつつ、相談機能を止めず相談者が困ることのないよう、来所者に即応可能な体制を図る。(再掲)</p> <p>・障がい者手帳を所持していないが、生活上の困難を抱えている市民に対し、必要に応じたアウトリーチを実施する。(年4回)</p> <p>未支援者に対する相談支援の導入に向けた取組を以下のとおり実施する。住民参加型の取組による発達特性理解の促進と早期相談導入支援及び、ひきこもり状態にある者への社会参加機会の創出並びに関係機関との連携</p> <p>【目的・効果】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発達特性への理解促進及び啓発 ② 保護者の心理的負担の軽減 ③ 虐待の未然防止 ④ 学校と保護者の相互理解の促進 ⑤ 基幹センターの周知 ⑥ 不登校・引きこもり児童の社会参加機会の創出

担当：滝瀬・長谷川・鹿間

業務内容	(9)前各号に掲げるもののほか、業務の実施に付随すること
実施計画 (具体的な取組)	<p>① 富津市障害者総合支援協議会を市と協働で推進する(一部事務局)。 令和9年度からのいきいきふっつ障がい者プランの計画・プロセス管理・評価を一体的に行うことを目的に、協議会の再編に向けた協議を進める。また、この進捗を通じ、『基幹・拠点・協議会』の総合的促進を図る。 (大森・鹿間)</p> <p>② 障害児等療育支援事業(県委託)を活用し、主に保育所・小学校等への訪問支援を通じ、引き続き療育支援に掛かる分野を支える。 県連絡会の事務局を担当し、事業を推進する。 保育所(園)および幼稚園の担当者を対象として、『訪問支援に期待すること』に関するインタビュー調査を実施し、ニーズの把握、課題整理及び具体的な対応策の検討を行う。 年間訪問回数 60 件以上。 (鈴木・片岡)</p> <p>③ 障がい児者を取り巻く防災体制の強化に関する事項について、関係各署との連携体制の強化に係る検討の機会を設ける。 (鈴木)</p>

とりまとめ：大森

議題（４）

いきいきふっつ障がい者プラン 第４次基本計画・第８期障害福祉計画（第４期障害児福祉計画）の策定方針及び策定スケジュールの報告について

いきいきふっつ障がい者プラン

第4次基本計画・第8期障害福祉計画（第4期障害児福祉計画）策定方針

令和8年4月20日決定

1. 策定の背景と趣旨

障害者基本法第11条の規定により、富津市における障がい者の状況を踏まえ、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画である「いきいきふっつ障害者プラン 第3次基本計画」（計画期間：平成30年度から令和8年度）を平成30年3月に策定した。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項の規定により、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画及び児童福祉法第33条の20第1項の規定により、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画である「いきいきふっつ障害者プラン 第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）」（計画期間：令和6年度から令和8年度）を令和6年3月に策定した。

第3次基本計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間が令和8年度末をもって終了することから、改めて本市における障がい者及び障がい児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案し、本市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和9年度から令和14年度までの6年間の計画期間とした第4次基本計画と、令和9年度から令和11年度までの3年間の計画期間とした第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画を一体で策定する。

2. 計画の役割と位置付け

- (1) 障害者基本法第11条第3項の規定により、国の障害者基本計画や県の障害者計画に即して、施策を推進するための基本理念を定め、今後の施策の推進を図る指針を定める。
- (2) 障害者総合支援法第88条第1項の規定により、国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める。

- (3) 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定により、国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する事項を定める。
- (4) 国の基本指針や県の障害福祉計画及び障害児福祉計画を踏まえるとともに、「富津市みらい構想」をはじめ、各種関連計画と連携・整合を図る。

3. 策定期期

令和 9 年 3 月

4. 計画期間

障害者計画	令和 9 年度から令和 14 年度の 6 年間
障害福祉計画（障害児福祉計画）	令和 9 年度から令和 11 年度の 3 年間

5. 障害者計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）で定める事項

- (1) 障害者計画：障害者施策全般の方向性や基本理念、基本目標等を定める
- (2) 障害福祉計画：障害者総合支援法第 88 条第 2 項各号及び第 3 項各号に定める事項
- (3) 障害児福祉計画：児童福祉法第 33 条の 20 第 2 項各号及び第 3 項各号に定める事項

6. 計画策定の基本的な視点

- (1) 施策の総合的な展開を示す部分については、国・県の動向や、障がい者及び障がい児を対象としたアンケート等による意見を踏まえながら、施策の構築を図る。
- (2) 現計画に基づく取組内容を検証し、国の指針を踏まえて、富津市の現状に即した実効性のある施策の展開を図る。
- (3) 障害（児）福祉計画については、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業についての需給計画として、国の基本指針に即して策定する。

7. 計画の対象者

障害者基本法第 2 条、障害者総合支援法第 4 条、児童福祉法第 4 条及び発達障

害者支援法第2条等の関連法に規定される障がい者すべてとする。

8. 計画の策定体制

(1) 富津市障害者総合支援協議会への諮問

計画の策定にあたり、障がい者団体関係者や保健医療・福祉等各分野の関係者などにより構成される「富津市障害者総合支援協議会」を複数回開催し、計画内容等についての審議を行い、委員からの意見を反映する。

(2) 障がい者及び障がい児、障害者手帳非所持者、福祉事業所を対象とした実態調査の実施

障害福祉施策に対する意識やサービスの利用状況・意向等を把握するため、「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施する。

(3) パブリックコメントの実施

計画への意見を広く一般から募るため、案がまとまった段階でパブリックコメントを実施する。

9. 計画策定スケジュール

令和8年5月～6月	アンケート調査票の検討
7月～8月	アンケート調査実施、結果の集計及び分析
9月～11月	アンケート結果報告書・計画素案作成
12月	パブリックコメント実施
令和9年	2月 計画最終案作成
	3月 計画策定・公表

※富津市の障害者計画・障害福祉計画（障害児福祉計画）では、「障害」という表記について、「害」という否定的なイメージを考慮し、原則として固有名詞や法令等を除いて「障がい」と表記する。

いきいきふっ障がい者プラン 第4次基本計画 第8期障害福祉計画（第4期障害児福祉計画）

策定業務 スケジュール

	令和8年												令和9年		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 策定方針の作成・決定	■														
(2)-1 委託仕様書、公募要領の作成・決定	■														
(2)-2 公募期間		■													
(2)-3 プレゼンテーションによる選定委員会	■														
(2)-4 契約業者決定			■												
(3) 障害者総合支援協議会				●						●	●			●	
(4) 事業内容庁内照会				■	■	■	■	■	■	■					
(5) 庁議・議会関係												■※1		■※2	
(6) 障がい者等の現状及び動向の整理・調査					■										
(7) 令和6～令和8年度の給付分析				■											
(8) 基本計画施策体系の検討				■											
(9) アンケート調査の実施				■	■	■	■	■	■	■	■	■			
・アンケート票(案)作成				■											
・関係課への庁内照会					■										
・アンケート票作成・調整					■	■									
・配付回収						■									
・入力、集計分析							■	■							
・報告書作成								■	■						
(10) 指定障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込量の設定								■							
(11) 計画素案の作成、計画書の取りまとめ															
・計画書素案作成・修正								■			■		■	■	
・計画書素案庁内照会								■							
・パブリックコメント										■					
・アンケート調査報告書印刷														■	
・計画書印刷														■	
・計画書概要版作成・印刷														■	

※1 アンケート結果、計画素案の説明（12月議会）
 庁議、全員協議会（庁議：12/8最終日全協：12/15）

● 総合支援協議会（第1回 5/20）
 ■ 庁議、議会関係

※2 アンケート調査結果報告書、障害福祉計画策定の報告（3月議会）
 市長決裁、庁議、全員協議会（庁議：2/12、初日全協：2/19）

議題（５）

いきいきふっつ障がい者プラン策定に係るアンケート調査票について

行		番号	調査項目	選択肢	R5調査	備考
1	基本属性	問1	お答えいただくのは、どなたですか。（○は1つだけ）	1. 本人（この調査票が郵送された宛名の人） 2. 本人の家族 3. 家族以外の介助者	有	
2		問2	あなたの年齢（令和8年4月1日時点）をお答えください。	満●歳	有	令和8年4月1日時点に変更
3		問3	あなたがお住まいの地域はどこですか。（○は1つだけ）	1. 富津 ふっつ 2. 青堀 あおほり 3. 飯野 いいの 4. 大貫 おおぬき 5. 吉野 よしの 6. 佐貴 さぬき 7. 湊・天神山 みなと・てんじんやま 8. 竹岡・金谷 たけおか・かなや 9. 峰上 みねがみ 10. その他の市町村	有	
4		問4	以下の中で、あなたにあてはまるものすべてに○をつけ、障害程度にも○をつけてください。また指定難病に○をつけた人は病名もご記入ください。（あてはまるものすべてに○）	1. 身体障害者手帳を持っている（1級・2級・3級・4級・5級・6級） 2. 療育手帳を持っている（OA・OAの1・OAの2・Aの1・Aの2・Bの1・Bの2） 3. 精神障害者保健福祉手帳を持っている（1級・2級・3級） 4. 自立支援医療費支給認定受給者証（精神通院）を持っている 5. 指定難病※の特定医療費受給者証を持っている（病名：） 6. 障害児通所支援受給者証を持っている 7. 発達障害※がある 8. 高次脳機能障害※がある 9. 重症心身障害※の認定を受けている 10. 強度行動障害※がある	有	強度行動障害の有無を問う設問を、本設問の選択肢として統合
5			あなたは強度行動障害があるとされたことはありますか。（○は1つだけ）	1. ある 2. ない	削除	問4に包含
6		問5	あなたが現在受けている医療的ケアをお答えください。（あてはまるものすべてに○）	1. 気管切開 2. 人工呼吸器（レスピレーター） 3. 吸入 4. 吸引 5. 胃ろう・腸ろう 6. 鼻腔経管栄養 7. 中心静脈栄養（IVH） 8. 透析 9. カテーテル留置 10. ストマ（人工肛門・人工膀胱） 11. 服薬管理 12. その他 13. 受けていない	有	
7			あなたは日常生活で、どなたかの支援を受けていますか。（○は1つだけ）	1. 支援を受けている 2. 支援は受けていない	削除	問6に包含
8		問6	あなたを支援している人は主に誰ですか。（あてはまるものすべてに○）	1. 父母・祖父母・兄弟・姉妹 2. 配偶者（夫または妻） 3. 子ども 4. ホームヘルパーや施設の職員 5. その他の人 6. 支援は受けていない	有	日常生活における支援の有無を問う設問を、本設問の選択肢として統合
9		問7	あなたを支援してくれる家族で、主な人の年齢、健康状態、勤務状況をお答えください。 ①年齢（令和8年4月1日時点）	満●歳	有	令和8年4月1日時点に変更
10			②あなたを主に支援している人の健康状態をお答えください。（○は1つだけ）	1. よい 2. ふつう 3. よくない	有	
11			③あなたを主に支援している人は働いていますか。（○は1つだけ）	1. 正規雇用で働いている 2. 非正規雇用で働いている（パートタイム、アルバイトなど） 3. 自営業（フリーランス、在宅勤務を含む）または農林水産業として働いている 4. 働いていない	有	
12			④働いていない理由をお答えください。（○は1つだけ）	1. 働くより支援を優先するため 2. 働きたいが支援を優先するため 3. 高齢のため 4. 就学中のため 5. その他 6. 特に理由はない	有	選択肢「就学中のため」「特に理由はない」追加
13		問8	あなたを主に支援している人が、万が一、支援できなくなった場合、どのような見通しを立てていますか。（○は1つだけ）	1. 別の家族に頼む 2. 近所の人・友人に頼む 3. 基幹相談支援センターに相談する 4. 計画相談支援員やケアマネジャーに頼む 5. 自費でホームヘルパーを頼む 6. 病院、施設に入所したい 7. その他 8. 決まっていない 9. どうしたらよいかわからない	有	順序変更

行		番号	調査項目	選択肢	R5調査	備考
14	生活	問9	あなたは現在どのように暮らしていますか。(1)と(2)それぞれについて、○は1つだけ) (1)一緒に暮らしている人	1. 一人で暮らしている 2. 配偶者またはパートナー(や子ども)と一緒に暮らしている 3. 父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしている 4. 福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしている 5. その他	有	
15			(2)暮らしている場所	1. 一般の住宅 2. グループホーム 3. 福祉施設(障害者支援施設) 4. 福祉施設(高齢者施設) 5. 病院(入院中) 6. その他	有	
16		問10	あなたは今後3年以内に、どのような暮らしをしたいと思いますか。(1)と(2)それぞれについて、○は1つだけ) (1)一緒に暮らしたい人	1. 一人で暮らしたい 2. 配偶者またはパートナー(や子ども)と一緒に暮らしたい 3. 父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族と一緒に暮らしたい 4. 福祉施設やグループホームの利用者と一緒に暮らしたい 5. その他	有	
17			(2)暮らしたい場所	1. 一般の住宅 2. グループホーム 3. 福祉施設(障害者支援施設) 4. 福祉施設(高齢者施設) 5. その他	有	
18		問11	希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 在宅で医療的ケアなどが適切に得られること 2. 障がいのある人に適した住居の確保 3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること 4. 生活訓練等の充実 5. 経済的な負担の軽減 6. 相談対応等の充実 7. 地域住民等の理解 8. 情報の取得利用や意思疎通についての支援 9. その他	有	
19		問12	あなたは普段、どの程度「孤独」を感じることがありますか。(○は1つだけ)	1. まったく感じない 2. あまり感じない 3. とときどき感じる 4. よく感じる 5. いつも感じる	新規	孤独・孤立の主観：引きこもりで孤独に感じている人をクロス集計するため追加
20	日中活動・就労	問13	あなたは、1週間にどの程度外出しますか。(○は1つだけ)	1. ほぼ毎日(5日以上)外出する 2. 1週間に数回外出する 3. ほとんど外出しない 4. まったく外出しない	有	
21		問14	あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)	1. 父母・祖父母・兄弟姉妹 2. 配偶者(夫または妻) 3. 子ども 4. ホームヘルパーや施設の職員 5. その他の人 6. 一人で外出する	有	
22		問15	あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)	1. 通勤・通学・通所 2. 訓練やリハビリに行く 3. 医療機関への受診 4. 買い物に行く 5. 友人・知人に会う 6. 趣味やスポーツをする 7. グループ活動に参加する 8. 散歩に行く 9. その他	有	
23		問16	外出する時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)	1. 公共交通機関が少ない(ない) 2. 電車やバスの乗り降りが困難 3. 道路や駅に階段や段差が多い 4. 切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい 5. 外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど) 6. 介助者が確保できない 7. 外出にお金がかかる 8. 周囲の目が気になる 9. 発作など、突然の身体の変化が心配 10. 困った時にどうすればいいのかが心配 11. その他 12. 特にない	有	選択肢「特にない」追加
24		問17	外出をしない主な理由は何ですか。(○は1つだけ)	1. 外出するきっかけや理由がないから 2. 家の中にいる方が楽しいから 3. 病気など、身体の調子が悪いから 4. 外出することに不安や抵抗があるから 5. 外出する手段がないから 6. 特に理由はない 7. その他	有	
25		問18	ご家族や友人・知人など誰かとコミュニケーションをとっていますか。(○は1つだけ)	1. ほぼ毎日とっている 2. 週に数回とっている 3. 月に数回とっている 4. ほとんどとっていない 5. 全くとっていない	有	選択肢変更前回: 1. とっている 2. とっていない
26		問19	どのような方法でコミュニケーションをとっていますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 会話 2. 電話 3. 電子メール 4. SNS(LINE、Xなど) 5. オンラインゲーム 6. その他	有	

行	番号	調査項目	選択肢	R5調査	備考
27	問20	あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(〇は1つだけ)	1. 会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている 2. ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている 3. 専業主婦(主夫)をしている 4. 福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む) 5. 病院などのデイケアに通っている 6. リハビリテーションを受けている 7. 自宅で過ごしている 8. 入所している施設や病院等で過ごしている 9. 大学、専門学校、職業訓練校に通っている 10. 特別支援学校(小中高等部)に通っている 11. 一般の小中学校、高校に通っている 12. 幼稚園、保育所、障がい児通所施設などに通っている 13. その他	有	
28	問21	どのような勤務形態で働いていますか。(〇は1つだけ)	1. 正規雇用で他の正規雇用者と勤務条件等に違いはない 2. 正規雇用で短時間勤務などの障がい者配慮がある 3. パート、アルバイト、派遣などの非正規雇用 4. 自営業、農林水産業など 5. その他	有	
29	問22	あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(〇は1つだけ)	1. 仕事をしたい 2. 仕事はしたくない、できない	有	
30	問23	どのような仕事をしたいかお答えください。(イメージなどでも結構です。)なるべく具体的に	自由記述	有	
31	問24	あなたは、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに〇)	1. 通勤手段の確保 2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮 3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮 4. 勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること 5. 在宅勤務の拡充 6. 職場の障がいのある人への理解 7. 上司や同僚に障がいの理解があること 8. 職場で介助や援助等が受けられること 9. 具合が悪くなった時に気軽に通院できること 10. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 11. 企業ニーズに合った就労訓練 12. 仕事についての職場外での相談対応、支援 13. その他	有	
32	問25	あなたが主に通園、通学しているところはどこですか。(〇は1つだけ)	1. 幼稚園 2. 保育所(園) 3. 障がい児の通所支援 4. 小学校の通常学級 5. 小学校の特別支援学級 6. 特別支援学校小学部 7. 中学校の通常学級 8. 中学校の特別支援学級 9. 特別支援学校中学部 10. 高等学校 11. 特別支援学校高等部 12. その他 13. 通園・通学していない	有	
33	問26	障がいのある子どもの療育や教育において困っていること、心配なことはありますか。(あてはまるものすべてに〇)	1. 通園・通学の送迎 2. 園や学校の段差など、設備面の不備 3. 教職員の不足 4. 保健師や看護師の不足など、医療的ケアが受けられる環境の不備 5. 作業療法士や言語聴覚士などの専門職の不足 6. 保健室の不足、または設備不十分 7. 教職員の障がいに対する理解 8. 周囲の子どもとの関係 9. 他の父母との関係 10. 放課後の過ごし方 11. 卒業後・進路についての不安 12. 経済的負担 13. 子どもの体調悪化が頻繁で十分な通園・通学ができない 14. 子どもの体調悪化などにより園や学校から頻繁に呼び出される 15. その他 16. 特になし	有	順序変更
34	問27	障がいのある子どもに対する支援サービスについて今後特に充実していくべきと思われるのは次のどれですか。(あてはまるものすべてに〇)	1. 乳幼児健診の充実や障がいの早期発見・早期療育体制の整備 2. 保育所や幼稚園での障がいのある子の受入体制の充実 3. 小中学校における特別支援学級など、障がいに応じた特別支援教育の充実 4. 小中学校における通常学級での受入体制の充実 5. 小中学校における特別支援学級などと通常学級の交流 6. 放課後児童対策や放課後等デイサービスの充実 7. 日中一時支援事業(地域生活支援事業)の充実 8. ホームヘルプサービスやショートステイなどの在宅サービスの充実 9. 働く場の確保を含めたきめ細やかな進路指導 10. インターンシップ制度(職場体験)など、就学児童への職業教育の充実 11. 肢体不自由児、知的障害児施設などの入所施設の充実 12. 年齢や障がいの状況に応じた身近できめ細やかな相談体制の整備 13. その他 14. 特になし	有	順序変更

行		番号	調査項目	選択肢	R5調査	備考
35	相談相手・権利擁護	問28	あなたは、今の生活について不安や悩みはありますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 住まいの場について 2. 生活費について 3. 健康や医療のことについて 4. 着替えや食事、家事について 5. 支援者について 6. 家族との関係について 7. お金の管理について 8. ことばや意思の伝達などについて 9. 移動や外出について 10. 日中の活動について 11. 余暇活動について 12. 学校について 13. 仕事について 14. 近所との関係について 15. その他 16. 特に不安や悩みはない	有	順序変更
36		問29	あなたは、普段、悩みや困ったことをどなた(どこ)に相談しますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 家族や親せき 2. 友人・知人 3. 近所の人 4. 上司や同僚 5. 施設の指導員など 6. ホームヘルパーなどサービス事業所の人 7. 障がい者団体や家族会 8. 民生委員・児童委員 9. かかりつけ医療機関の医師や看護師・ケースワーカー 10. 介護保険のケアマネジャーや地域包括支援センター 11. 通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生 12. 基幹相談支援センター 13. 相談支援事業所などの民間の相談窓口 14. 行政機関の相談窓口や社会福祉協議会 15. その他 16. 特に相談しない 17. 相談する人(場所)がない(ない)	有	順序変更
37		問30	相談した結果や対応に満足していますか。(○は1つだけ)	1. 概ね満足している 2. 悩みなどが解決しない場合が多い	有	
38		問31	相談支援事業を充実するために(あなたが相談した時に満足できるよう)、特にどのようなことが重要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 知識や経験が豊富な相談員を配置する 2. 臨床心理士や保健師などの有資格者を配置する 3. 気軽に相談できる窓口の数を増やす 4. 1か所でさまざまな相談に対応できる窓口を整備する 5. 夜間や休日なども相談できる窓口を整備する 6. 相談員が自宅などに来てくれる訪問相談を行う 7. 障がいのある人やその家族など、同じ立場の人に相談できる場を設ける 8. 関係機関や団体と連携を強化する 9. メールやSNSなどの活用の充実を図る 10. その他 11. 特にない	有	順序変更
39		問32	あなたは、富津市における次の相談・支援先や制度を知っていますか。 (1)、(2)の項目について、それぞれ該当する数字に○をつけてください。((1)と(2)それぞれについて、○は1つだけ)	1. 知っていて相談したことがある 2. 知っているが相談したことはない 3. 知らない	有	
40		(1) 基幹相談支援センター				
40		(2) 地域生活支援拠点等		1. 知っていて相談したことがある 2. 知っているが相談したことはない 3. 知らない	有	
41		問33	あなたは、ここ3年間において、障がいがあることで差別を感じたり、嫌な思いをする(した)ことがありますか。(○は1つだけ)	1. よくある 2. ときどきある 3. ほとんどない 4. まったくない	有	選択肢変更 前回: 1. ある 2. 少しある 3. ない
42		問34	どのようなことで差別を感じたり嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)	1. 教育の場や機会 2. 仕事や収入 3. 地域の行事やサークル活動 4. 近所づきあい 5. 道路や建物の整備 6. 災害時・緊急時の対応 7. 交通機関の利用 8. 公共施設の利用 9. 福祉関係従事者の対応 10. お店の対応 11. その他	有	
43		問35	あなたが差別を受けたときや虐待があったときに、どこに相談するか知っていますか。相談したことがある人は該当する相談内容に○をつけてください。(それぞれ○は1つだけ)	1. 知っているし、相談したことがある →相談した内容(差別・虐待) 2. 知っているが、相談したことはない 3. 知らない	有	
44		問36	あなたは、「成年後見制度」を知っていますか。(○は1つだけ)	1. 名前も内容も知っている 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない 3. 名前も内容も知らない	新規	令和8年度より、ふつつ成年後見支援センターが設置されたことに伴い追加

行	番号	調査項目	選択肢	R5調査	備考	
45	問37	どのような状況になった場合、成年後見制度を利用したいですか。(あてはまるものすべてに○)	1. 金銭や財産の管理が難しい場合 2. 売買や不動産契約などの契約行為が難しい場合 3. 福祉サービスの利用や医療機関への入院手続きなどが難しい場合 4. その他	新規	令和8年度より、ふつつ成年後見支援センターが設置されたことに伴い追加	
46	福祉サービスの利用	問38 ⑦～⑳の各サービスについて、「現在の利用」の状況に応じて、今後3年以内の利用希望についてお答えください。 ⑦ 居宅介護（ホームヘルプ）	今後3年以内の利用希望 現在利用している人 1. 利用を増やす 2. 利用を減らす またはやめる 3. 今と同じくらい（変わらない） 現在利用していない人 4. 利用したい 5. 利用しない	有		
47			㉑ 重度訪問介護	同上	有	
48			㉒ 同行援護	同上	有	
49			㉓ 行動援護	同上	有	
50			㉔ 重度障害者等包括支援	同上	有	
51			㉕ 施設入所支援	同上	有	
52			㉖ 短期入所（ショートステイ）	同上	有	
53			㉗ 療養介護	同上	有	
54			㉘ 生活介護（デイサービス）	同上	有	
55			㉙ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）	同上	有	
56			㉚ 自立生活援助	同上	有	
57			㉛ 共同生活援助（グループホーム）	同上	有	
58			㉜ 就労選択支援	同上	新規	令和7年10月よりサービスが新設されたことに伴い追加
59			㉝ 就労移行支援	同上	有	
60			㉞ 就労継続支援（A型）	同上	有	
61			㉟ 就労継続支援（B型）	同上	有	
62			㊱ 就労定着支援	同上	有	
63			㊲ 計画相談支援	同上	有	本選択肢を利用していない場合、問41を選択
64			㊳ 地域移行支援	同上	有	
65			㊴ 地域定着支援	同上	有	
66	㊵ 地域活動支援センター	同上	有			
67	㊶ 移動支援	同上	有			
68	㊷ 日中一時支援	同上	有			
69	㊸ 日常生活用具給付	同上	有			
70	㊹ 児童発達支援	同上	有			
71	㊺ 医療型児童発達支援	同上	有			
72	㊻ 放課後等デイサービス	同上	有			
73	㊼ 居宅訪問型児童発達支援	同上	有			
74	㊽ 保育所等訪問支援	同上	有			
75	㊾ 障害児相談支援	同上	有	本選択肢を利用していない場合、問41を選択		
76	問39	現在の利用状況に満足していますか。(○は1つだけ)	1. 非常に満足している 2. ある程度満足している 3. あまり満足していない 4. まったく満足していない 5. どちらともいえない	有	選択肢変更 前回： 1. ほぼ満足 2. あまり満足していない 3. 不満 4. わからない	
77	問40	具体的に不満に感じていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○) また、「7. その他」を選んだ人は具体的に記入してください。	1. 事業所の数が少ない、場所が遠いなど利用しづらい 2. 利用できる回数や日数が少ない 3. サービスの質が良くない 4. 利用者負担が大きい 5. 手続きが難しい 6. 利用条件が厳しすぎる 7. その他 ()	有		
78	問41	㊲（計画相談支援）または㊾（障害児相談支援）を現在利用していない場合、その理由は何ですか。(○は1つだけ)	1. 困っていることがないから 2. 自分でサービス等の利用計画（セルフプラン）を作成できるから 3. 相談支援事業所の数が少ないから 4. どこに相談してよいかわからないから 5. 相談したくない理由があるから 6. その他 ()	新規	成果目標「望まないセルフプランの件数をゼロにする」の参考データとして新設	
79		あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(○は1つだけ)	1. 利用している 2. 利用していない	削除	調査結果を活用しにくいことや、回答者の負担軽減を考慮し削除	
80		該当する要介護度はどれですか。(○は1つだけ)	1. 要支援1 2. 要支援2 3. 要介護1 4. 要介護2 5. 要介護3 6. 要介護4 7. 要介護5	削除	調査結果を活用しにくいことや、回答者の負担軽減を考慮し削除	
81		利用している介護保険サービスの分類はどれですか。(あてはまるものすべてに○)	1. 自宅に訪問 2. 日中施設に通う 3. 施設に泊まる・暮らす 4. 訪問・通い・泊りの組み合わせ 5. 福祉用具を使う	削除	調査結果を活用しにくいことや、回答者の負担軽減を考慮し削除	
82	問42	あなたは、災害時に安全に避難できると感じますか。(○は1つだけ)	1. 十分にできると思う 2. ある程度できると思う 3. あまりできないと思う 4. まったくできないと思う	新規	一人での避難可否から、安全な避難可否の確認に変更	

行	番号	調査項目	選択肢	R5調査	備考
83		あなたは、台風や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)	1. できる 2. できない 3. わからない	削除	問42に変更
84	問43	避難する場合に頼まなくても支援に来てくれる事になっている人はいますか。(あてはまるものすべてに○)	1. 家族・親戚 2. 友人・知人 3. 近所の人 4. 区長や民生委員 5. その他 6. いない	有	順序変更
85	問44	台風や地震等の災害時にどのような支援が必要ですか。(あてはまるものすべてに○)	1. 避難所までの避難誘導・避難の手助け(区・近隣住民、ボランティアの支援) 2. 避難情報を早く的確に入手できる手段(防災無線以外の方法:メールなど) 3. 避難所生活での介助や意思疎通などの支援 4. 食料や生活用品などの配布 5. 薬や治療、必要とする医療器具やそれを作動させる非常用発電機、補装具などの支給 6. 障がいのある人のための避難所(福祉避難所)の開設 7. 障がいのある人が緊急的に入所できる施設の確保 8. 避難マップの支給(避難所までの道程を記載した避難ルート図) 9. その他 10. 特になし	有	順序変更 避難所開設と緊急時入所施設の確保を分離(6, 7.)
86	市の取組 問45	富津市は、障がいのある人にとって住みやすいまちだと思いますか。(○は1つだけ)	1. 非常に住みやすい 2. ある程度住みやすい 3. あまり住みやすくない 4. まったく住みやすくない 5. どちらともいえない	有	選択肢変更 前回: 1. 住みやすい 2. ふつう 3. 住みにくい 4. わからない
87	問46	住みにくいと思う理由をお答えください。(あてはまるものすべてに○)	1. 障がいのある人や子に対する福祉サービスや支援が不足している 2. 障がいのある人が働ける場が不足している 3. 障がいのある人にかかわるサービスや制度などの情報提供が不足している 4. 障がいや生活全般について気軽に相談できる体制が十分でない 5. 障がいのある人が利用しやすい公共施設が少ない 6. 障がいのある人が日常的に利用できる店舗やレジャー施設が少ない 7. 交通機関が利用しにくい 8. 道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい 9. リハビリなど専門的な医療機関が近くにない 10. 病気やけがなどの時に気軽に利用できる医療機関が少ない 11. 地域の理解や協力が足りない 12. 災害時の対応体制が整っていない 13. その他 14. わからない	有	順序変更
88	問47	今後、市が障がい福祉の施策として、特に力を入れていくべきことは何だとお考えですか。(あてはまるものすべてに○)	1. 訪問系サービス(居宅介護(ホームヘルプ)など) 2. 日中活動系サービス(生活介護、短期入所、自立訓練、就労継続、就労移行) 3. 障がい児通所サービス(児童発達支援センター、放課後等デイサービス) 4. 居住系サービス(施設入所、グループホームなど) 5. 地域生活支援事業(日中一時支援事業や移動支援事業など) 6. 人生の各時期に応じた保健・医療サービス 7. 障がいのある人向けの住宅の整備や住宅改修のための支援 8. 障がいのある人が暮らしやすいバリアフリーのまちづくり 9. 働く場の提供 10. 社会参加、地域参加への支援(学習機会の確保など) 11. 相談支援体制 12. 経済的な援助 13. 差別や人権侵害に関する啓発や広報活動 14. ボランティアの育成や活動への支援 15. 金銭を含む財産管理の支援など成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進 16. 民間企業、社会福祉法人、NPO法人などの福祉活動の育成 17. 情報提供の充実(新) 18. 災害時の安全対策(新) 19. 家族介護者への支援(新) 20. その他 21. 特になし	有	順序変更 選択肢「情報提供の充実」「災害時の安全対策」「家族介護者への支援」追加
89		質問は以上です。最後に、障がい福祉サービスや富津市の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。ご自分の悩みや問題でも結構です。	自由記述	有	

行		番号	調査項目	選択肢	障がい者向け調査	備考
1	基本属性	問1	あなたの年齢（令和8年4月1日時点）をお答えください。	満●歳	有	
2		問2	あなたがお住まいの地域はどこですか。（○は1つだけ）	1. 富津 ふっつ 2. 青堀 あおほり 3. 飯野 いいの 4. 大貫 おおぬき 5. 吉野 よしの 6. 佐貫 さぬき 7. 湊・天神山 みなと・てんじんやま 8. 竹岡・金谷 たけおか・かなや 9. 峰上 みねがみ 10. その他の市町村	有	
3	日常生活	問3	あなた（ご本人）は、日常生活において、これまで障がいのある人と関わったことがありますか。（○は1つだけ）	1. 日常的に接している 2. 時々接している 3. これまで何度か接したことがある 4. 接したことがない 5. どのような人かわからない	市民向け独自	市民の障がいのある人との接触経験・距離感の把握
4		問4	関わっている、または関わったのはどのような場所ですか。（あてはまるものすべてに○）	1. 家庭 2. 学校 3. 職場 4. 家の近所 5. 外出先 6. ボランティア活動の場 7. その他	市民向け独自	接点が生じる生活場面の把握
5		問5	あなたは、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）	1. 通勤手段の確保 2. 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮 3. 短時間勤務や勤務日数等の配慮 4. 勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること 5. 在宅勤務の拡充 6. 職場の障がいのある人への理解 7. 上司や同僚に障がいの理解があること 8. 職場で介助や援助等が受けられること 9. 具合が悪くなった時に気軽に通院できること 10. 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携 11. 企業ニーズに合った就労訓練 12. 仕事についての職場外での相談対応、支援 13. その他	有	
6		問6	あなたの周りでひきこもり状態にある人はいますか。（○は1つだけ）	1. いる 2. いない 3. わからない 4. その他	市民向け独自	ひきこもりの地域実態把握
7		問7	ひきこもり状態にある人の支援としてどのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）	1. ひきこもりに関する相談 2. 生活資金に関する相談 3. ひきこもり支援（家族会など）についての情報提供 4. 支援を必要としていない 5. その他	市民向け独自	ひきこもりの支援ニーズ把握
8		問8	※直近30日間についてお答えください。 あなたは、次のような気持ちになることがどのくらいありましたか。 ①神経過敏に感じましたか	1. まったくない 2. 少しだけ 3. ときどき 4. たいてい 5. いつも	市民向け独自	K6により住民のこころの状態を把握（K6高群の課題把握）
9			②絶望的だと感じましたか	同上	市民向け独自	同上
10			③それぞれ、落ち着かないと感じましたか	同上	市民向け独自	同上
11			④気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないと感じましたか	同上	市民向け独自	同上
12			⑤何をするのも骨折りと感じましたか	同上	市民向け独自	同上
13			⑥自分は価値のない人間だと感じましたか	同上	市民向け独自	同上
14	権利擁護	問9	あなたは、ここ3年間において、障がい者に対する差別を感じたり、問題だと思ったことがありますか。（○は1つだけ）	1. よくある 2. ときどきある 3. ほとんどない 4. まったくない	有	
15		問10	どのような場面で障がい者に対する差別を感じたり、問題だと思いましたか。（あてはまるものすべてに○）	1. 教育の場や機会 2. 仕事や収入 3. 地域の行事やサークル活動 4. 近所づきあい 5. 道路や建物の整備 6. 災害時・緊急時の対応 7. 交通機関の利用 8. 公共施設の利用 9. 福祉関係従事者の対応 10. お店の対応 11. その他	有	

行	番号	調査項目	選択肢	障がい者向け調査	備考
16	問11	あなた（ご本人）は、日常生活の中で、障がいのある人への理解は深まってきていると思いますか。（○は1つだけ）	1. 深まってきたと思う 2. 少し深まってきたと思う 3. あまり深まっていないと思う 4. 深まっていないと思う 5. わからない	市民向け独自	共生社会意識の変化把握
17	問12	障がいのある人とない人がお互いに理解し合い、共に生きる社会をつくっていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）	1. 障がいのある人とない人が交流する機会を設ける 2. 障がいのない人が障がいについての理解を深められるよう、情報提供を充実する 3. 幼稚園・保育園生活や学校教育の中で、障がいや福祉に関する学習を充実する 4. 障がいのある子どもとない子どもの交流教育を充実させる 5. 障がい者へのボランティア活動を活発にする 6. 障がい者がさまざまな活動に参加できるよう周囲の人が誘いの声をかける 7. 障がい者が外出しやすいよう、外出の介助等を充実させる 8. 建物・設備などを障がい者が利用しやすいよう改善する 9. 障がい者が自分から進んで行動できるような環境を整備する 10. 障がいの状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する 11. その他 12. わからない	市民向け独自	市民が求める共生施策の把握
18	市の取組	問13 富津市は、障がいのある人にとって住みやすいまちだと思いますか。（○は1つだけ）	1. 非常に住みやすい 2. ある程度住みやすい 3. あまり住みやすくない 4. まったく住みやすくない 5. どちらともいえない	有	
19	問14	住みにくいと思う理由をお答えください。（あてはまるものすべてに○）	1. 障がいのある人や子に対する福祉サービスや支援が不足している 2. 障がいのある人が働ける場が不足している 3. 障がいのある人にかかわるサービスや制度などの情報提供が不足している 4. 障がいや生活全般について気軽に相談できる体制が十分でない 5. 障がいのある人が利用しやすい公共施設が少ない 6. 障がいのある人が日常的に利用できる店舗やレジャー施設が少ない 7. 交通機関が利用しにくい 8. 道路の段差や歩道が整備されていないなど外出しにくい 9. リハビリなど専門的な医療機関が近くにない 10. 病気やけがなどの時に気軽に利用できる医療機関が少ない 11. 地域の理解や協力が足りない 12. 災害時の対応体制が整っていない 13. その他 14. わからない	有	
20	問15	今後、市が障がい福祉の施策として、特に力を入れていくべきことは何だとお考えですか。（○は3つまで）	1. 日常生活の支援（介助・見守りなど）の充実 2. 医療・リハビリや心のケアの充実 3. 障がいのある子どもの教育や発達支援の充実 4. 働く機会の確保や就労支援の充実 5. 地域での交流や社会参加の機会の充実 6. 障がいへの理解促進や差別・偏見をなくす取組 7. 公共施設や交通などのバリアフリー化 8. 必要な情報の提供や相談体制の充実 9. 家族や介護者への支援 10. 災害時など緊急時の支援体制の強化 11. 移動手段の確保 12. その他 13. わからない	市民向け独自	施策ニーズ・優先課題の把握
21	問16	あなたは次のような言葉を知っていますか（それぞれ1つに○）	1. 知っている 2. 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない 3. 知らない ・富津市障害者総合支援協議会 ・基幹相談支援センター（えこ） ・地域生活支援拠点等 ・障害者週間（12月3日～9日） ・障害者虐待防止法 ・障害者差別解消法・合理的配慮 ・ちば障害者等駐車区画利用証制度 ・成年後見制度 ・避難行動要支援者支援制度・個別避難計画 ・ヘルプマーク・ヘルプカード ・ひきこもり相談窓口	市民向け独自	障がい福祉制度等の周知状況把握
22		質問は以上です。最後に、障がい福祉についての富津市の取組について、何かご意見がありましたら、自由にご記入ください。	自由記述	有	